

ストレスチェック制度導入に向けて

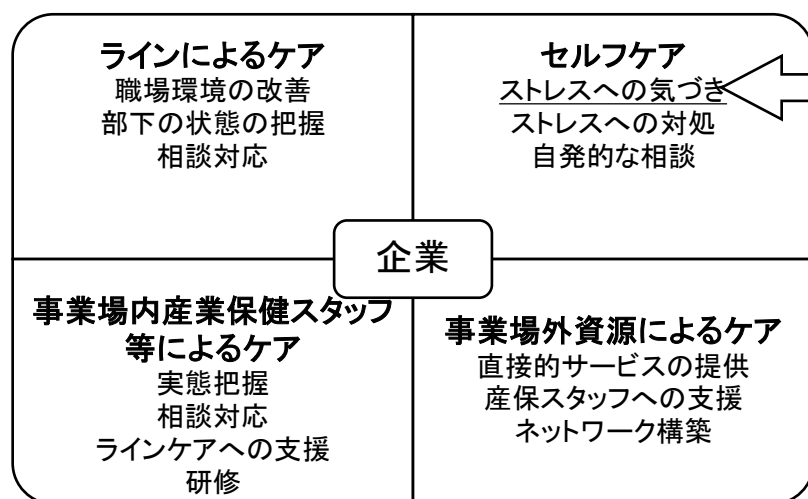
○平成27年12月1日に義務化

- ・企業におけるメンタルヘルス対策促進の入り口として導入。
- ・自殺者(交通事故死亡者の3倍以上)が多いことや労働の質(過重労働等)への改善に向けて、従業員へのストレスの気づきを大きな目的のひとつとしている。

○ストレスチェック制度とは

労働者50人以上の事業場において義務づけられた、メンタル不調を未然に防止する一次予防としての制度。

○メンタルヘルス対策の進め方 ～4つのケア～



・ストレスチェック制度は4つのケアの中で「セルフケア」の**気づき**にあたります。
・メンタルヘルス不調の一次予防であると同時に、対策として有効と位置づけられています。

○メンタルヘルス対策＝業績向上への一歩

～ストレスチェック制度に取り組む3つの理由～

リスク管理

- ・メンタル不調者やうつ病を発症した場合、不調者への対応、労災認定やその家族との話し合いの可能性が生じ、企業イメージダウンや従業員の不安感への対応が迫られる。

生産性の維持

- ・メンタル不調者が出てた場合、環境改善や人事異動が必要になる可能性があり部署内での効率化やチームワークに影響がでる可能性がある。

社員のモチベーション向上

- ・社員への労使対応や面接は、ストレス軽減と意識向上のきっかけとなり、良好な対人関係や組織構築につながる。

○まとめ

「義務」として捉え行うのではなく、大きなくりでの「経営方針」としてストレスチェック制度を行うことが、長期的にみれば企業と社員のWin Winの関係につながります。

キャリアコンサルタント
赤澤 徳俊

